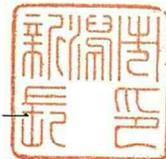




新 廃 政 第 7 6 1 号
平 成 31 年 3 月 19 日

新 潟 市 清 掃 審 議 会
会 長 山 賀 昌 子 様

新 潟 市 長 中 原 八 一



新 潟 市 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 の 改 定 等 に つ い て (諮 問)

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

- (1) 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について
- (2) ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて
- (3) 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の用途について

2 諮問理由

本市は、平成 24 年度から平成 31 年度までの 8 年間の計画期間とする、一般廃棄物処理基本計画である「新潟市ごみ減量プログラム」に基づいて、家庭系ごみの分別推進や事業系ごみの排出抑制などの各施策を実施してまいりました。

「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念とした取組みを進めたことにより、家庭系・事業系ごみの減量・資源化が進みました。

しかしながら、近年のごみ量は、家庭系では微減、事業系では横ばいの状況であり、現基本計画の最終年度である平成 31 年度の数値目標を達成することは困難な状況となっています。計画の改定にあたっては、ごみ減量と 3 R 推進のほか、人口減少に伴うごみ量の推移や高齢化社会の進展を踏まえた安定的かつ効率的な収集・処理体制の構築、技術動向を注視したうえでの廃棄物処理施設の適切なあり方などが求められています。

また、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについては、平成 19 年 2 月における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申に基づき、「手数料は 3 年を基本として見直しを行う」こととしております。前回の審議から 3 年目を迎えるため、処理手数料の見直しについて検討することといたしました。

最後に、指定袋等のごみ処理手数料の用途について、平成 20 年の有料化から 10 年
が経過するとともに、平成 26 年の「市民還元事業検証に関するとりまとめ」の報告から
5 年が経つため、あらためて検証し用途について検討することといたしました。

つきましては、上記 3 項目について、幅広いご見識と市民の視点からご審議いた
きたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成 31 年 9 月末